

昇降機等の定期報告実施状況及び指定件数

1. 建築基準法に基づく定期報告制度について

建築物の所有者・管理者等は常時適法な状態に維持するよう努めなければならない（建築基準法第8条）が、多数の者が利用する用途及び規模の建築物等については、万が一事故が発生すると大きな被害が発生するおそれがあることから、より一層の安全性の確保を図る必要がある。

このため、建築基準法第12条第3項の規定に基づき、特定行政庁が昇降機等を指定し、これらについては所有者・管理者が専門技術を有する資格者（昇降機検査資格者）に定期検査させ、その結果を特定行政庁に報告することを義務付けている。

2. 昇降機等の指定件数等

	指定対象件数	要報告件数 (H21 年度)	報告件数 (H21 年度)	報告率(%)
エレベーター	642,864	626,895	599,140	95.6%
エスカレーター	61,139	58,923	56,932	96.6%
小荷物専用昇降機	36,533	34,364	28,176	82.0%
遊戯施設	2,013	1,973	1,811	91.8%
その他	201	181	150	82.9%
計	742,750	722,336	686,209	95.0%